

# 令和2年度道路交通管理関係調査の概要

国土交通省 道路局 道路交通管理課

## 1 はじめに

道路交通管理関係調査は、全国の道路における道路の管理体制、道路管理施設の整備状況等の道路交通管理の実態を的確に把握するとともに、今後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即した道路交通管理のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的としたものであり、毎年度作成している。

なお、調査の対象は、道路法に基づき指定又は認定され、道路管理者が管理しているすべての道路を対象としており、道路運送法に基づく一般自動車道等は含まれていない。

項目・内容については次のとおりである。

### 道路管理の現況

- 道路監理員の任命状況
- 道路管理用車両の保有状況
- 道路パトロールの実施実績
- 道路情報管理施設等の設置状況

### 異常気象時の対応

- 道路災害の発生状況
- 異常気象時の通行規制実績
- 異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績
- 道路情報モニターの活動実績

### 違法車両の取締り等

- 特殊車両の指導取締り実績
- 路上放置車両の処理実績

## 2 令和2年度道路交通管理関係調査の概要

### 1 道路管理の現況

道路交通管理関係調査においては、道路管理の現況を知るため、道路の管理体制、施設の整備状況について調査を行っている。

#### 《道路情報管理施設等の設置状況について》

道路情報管理施設とは、道路管理者が安全かつ円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集し、又は道路利用者に当該情報を提供するために設置される施設であり、道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等が含まれる。

### (1) 道路情報板等の設置状況

令和3年4月1日現在における主な施設の整備状況は、道路情報板が25,604基（うち電光式21,672基）、車両監視用テレビは37,275基、ビーコンは5,472基となっている。近年においては、電光式道路情報板や警報表示板による道路利用者への道路情報提供の充実を図るとともに、車両監視用テレビによる道路の利用状況の把握に努めている。（表1、図1、図2参照）

表1 道路情報管理施設等の設置状況（令和2年4月1日現在）

道路種別	道路情報板 (基)					警報表示板 (基)			車両監視用テレビ (台)			交通量測定器 (基)			路側 放送 (区間)	ビーコン (基)	道路交通 遮断装置 (基)	
	A型	B型	C型	電光式	計	トンネル	その他	計	トンネル	その他	計	料金所	その他	計				
高速自動車国道	0	6	0	6,655	6,661	1,888	29	1,917	8,647	5,007	13,654	427	3,626	4,053	323	2,756	680	
本州四国連絡道路	0	0	0	156	156	30	8	38	72	38	110	0	49	49	0	40	0	
都市高速道路	12	34	6	1,332	1,384	313	2	315	2,420	2,127	4,547	350	4,149	4,499	35	695	194	
一般国道	指定区内	23	3	4	5,067	5,097	2,171	245	2,416	3,919	10,235	14,154	0	1,035	1,035	57	1,568	989
	指定区間外	72	173	567	2,302	3,114	1,318	132	1,450	259	562	821	0	19	19	36	4	229
都道府県道	122	357	2,080	3,769	6,328	1,287	458	1,745	313	801	1,114	0	35	35	11	0	1,331	
市町村道	66	33	327	477	903	346	571	917	130	435	565	2	23	25	4	0	152	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	0	0	0	1,455	1,455	309	2	311	856	699	1,555	33	707	740	38	409	60
	地方道路公社	0	26	21	459	506	213	18	231	381	374	755	278	94	372	12	0	343
計	295	632	3,005	21,672	25,604	7,875	1,465	9,340	16,997	20,278	37,275	1,090	9,737	10,827	516	5,472	3,978	

- 注 (1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。  
(2) 道路情報板の種類は、「道路情報装置の規格について」（昭和47年9月27日付け建設省道企発第52号道路局企画課長通達）を基に、下記の区分とした。  
A型：オーバーヘッド型式のもの。  
B型：路側設置型で表示幕により表示するもの。  
C型：路側設置型で表示板により表示するもの。  
電光式：オーバーヘッド型、路側設置型といった型式にかかわらず、電光式のもので、電球又はLEDにより文字を形成するもの。  
(3) 警報表示板は、専らトンネル内事故、雪崩等災害の発生を表示するものを、トンネル内事故発生を表示するため設置したものとその他のものを区別して計上した。  
(4) 車両監視用テレビは、道路交通の状態を監視するため設置したテレビカメラで、トンネル内の状態を監視するためのものとその他のものを区別して計上した。  
(5) 路側放送とは、路側に設置された中波放送機（モノポールアンテナ、誘導通信ケーブル）により、車載のカーラジオを通じて、道路交通情報を常時提供できるシステムをいい、中波放送機1基の放送区間を1箇所とし、同一区間であっても、2基の放送機によって上下線で異なる放送を行っている場合は、2箇所として計上した。  
(6) ビーコンとは、VICS（道路交通情報通信システム：電波を用いて、リアルタイムで道路交通情報等運転者が必要とする情報を車載のコンピュータに提供するシステム）における発信器として、道路管理者が路側に設置したものをいう。

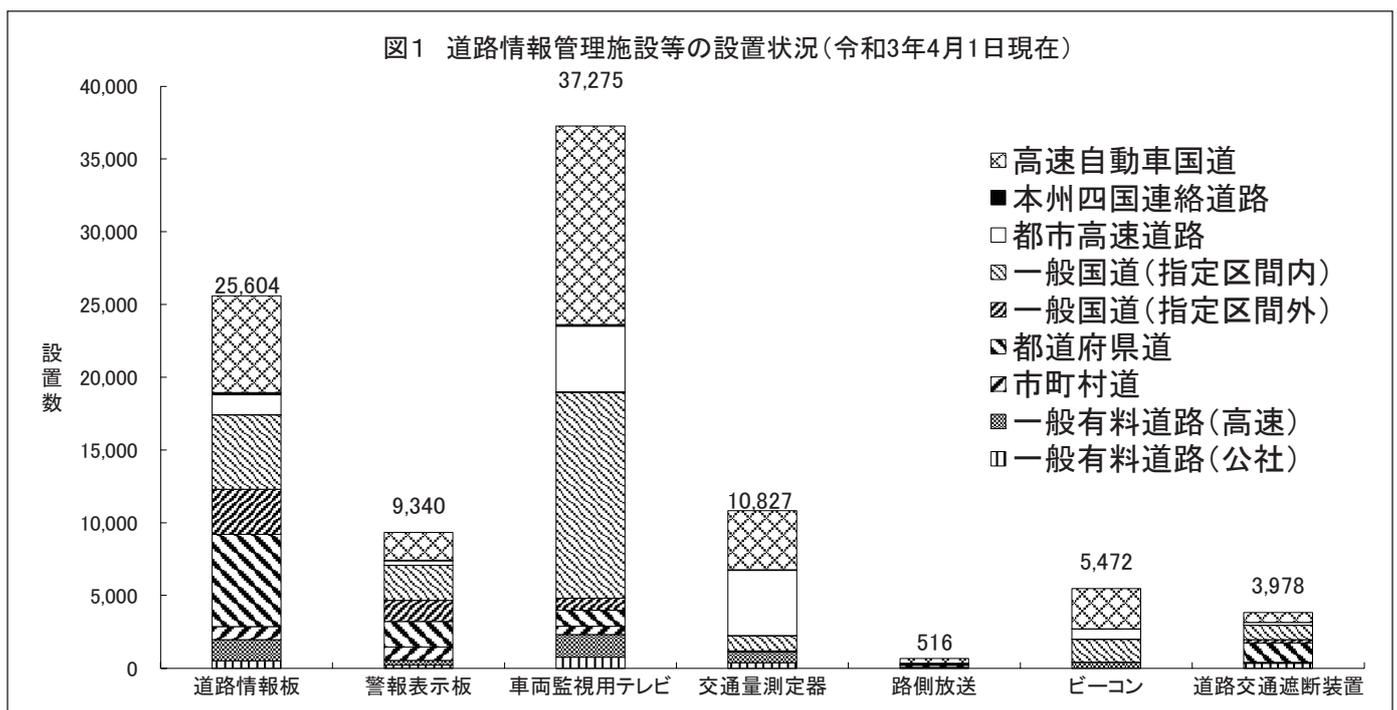
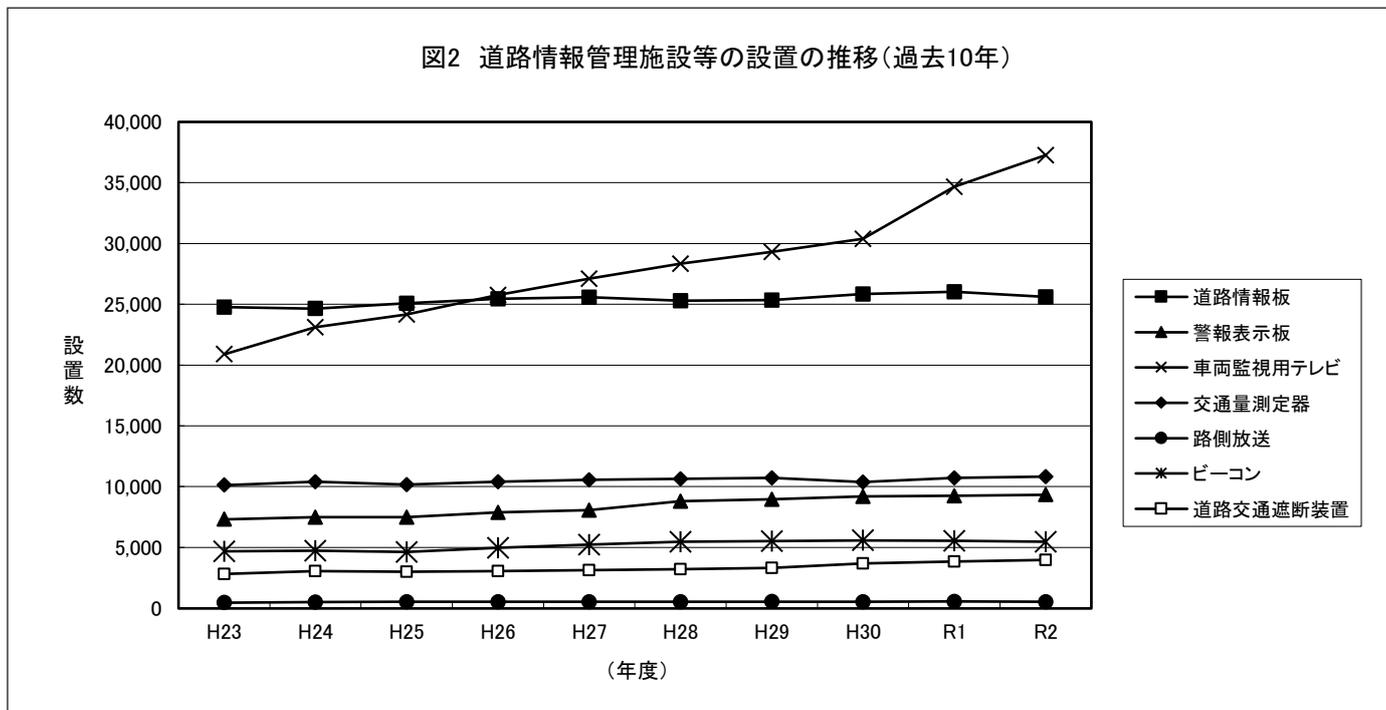


図2 道路情報管理施設等の設置の推移(過去10年)



(2) 気象観測装置の設置状況

令和3年4月1日現在における主な施設の整備状況は、雨量計が7,865基、温度計が8,273基、積雪深計が2,972基、路面凍結観測装置が3,567基、風速計が2,687基、視程障害観測装置が1,033基となっている。(表2、図3、図4参照)

表2 気象観測装置の設置状況 (令和3年4月1日現在)

道路種別	装置	雨量計				温度計			積雪深計			路面凍結観測装置			風速計			視程障害観測装置		
		道路管理者設置		その他の者の設置	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計
		自動伝達	その他																	
高速自動車国道		1,069	52	1	1,122	1,052	3	1,055	326	55	381	1,113	0	1,113	910	0	910	505	1	506
本州四国連絡道路		14	0	0	14	21	0	21	0	0	0	20	0	20	21	0	21	17	0	17
都市高速道路		59	0	0	59	110	3	113	11	0	11	71	3	74	68	2	70	20	0	20
一般国道	指定区間内	1,293	21	41	1,355	1,579	333	1,912	762	53	815	1,044	72	1,116	763	8	771	178	0	178
	指定区間外	194	33	475	702	470	1,370	1,840	479	54	533	255	44	299	83	30	113	23	1	24
都道府県道		464	167	1,856	2,487	808	1,743	2,551	738	84	822	401	120	521	249	75	324	120	28	148
市町村道		369	144	1,387	1,900	261	291	552	155	220	375	220	10	230	172	125	297	2	1	3
一般有料道路	東・中・西日本高速道路株式会社	130	8	0	138	121	0	121	20	1	21	149	0	149	107	0	107	35	0	35
	地方道路公社	75	5	8	88	95	13	108	9	5	14	40	5	45	63	11	74	93	9	102
計		3,667	430	3,768	7,865	4,517	3,756	8,273	2,500	472	2,972	3,313	254	3,567	2,436	251	2,687	993	40	1,033

注 (1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。  
 (2) 自動伝達式とは、テレメータ等により、自動的に道路管理者の事務所等に観測結果を伝達するものをいう。  
 (3) 視程障害観測装置とは、透過率計、ITV等の霧、吹雪等による視程障害の程度を観測する装置をいう。

図3 気象観測装置の設置状況(令和3年4月1日現在)

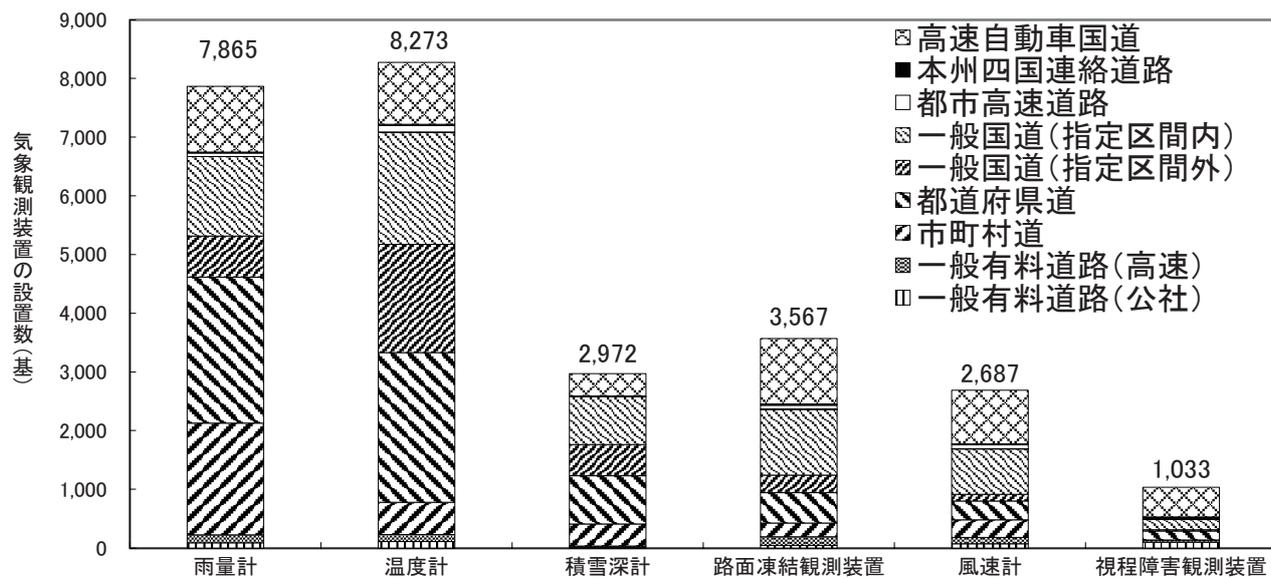
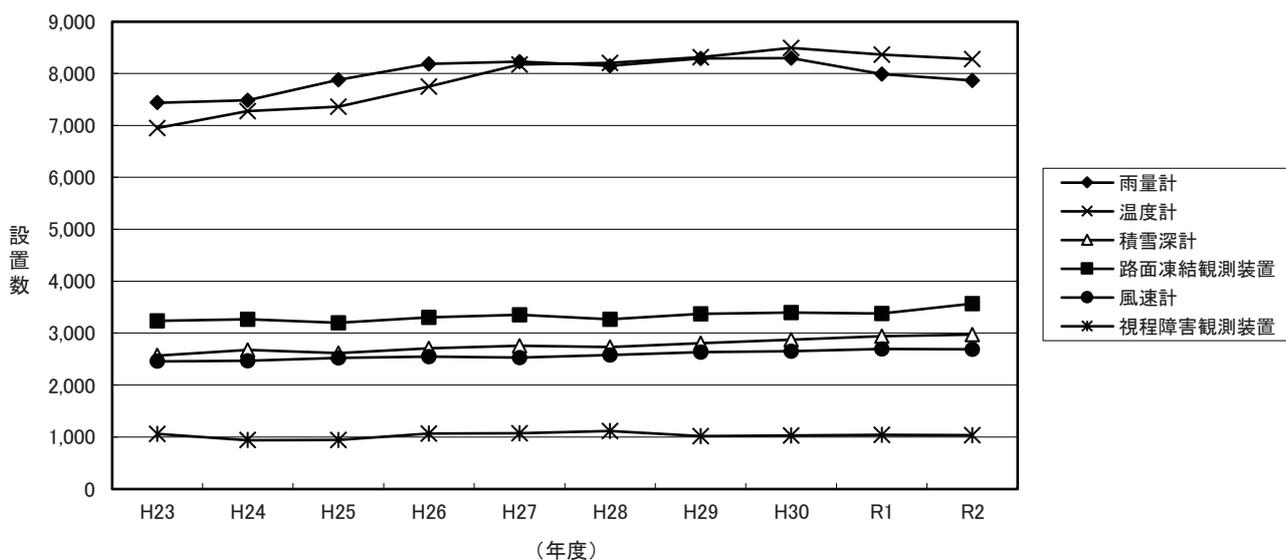


図4 気象観測装置の設置の推移(過去10年)



## 2 異常気象時の対応

### 《異常気象時における通行規制実施について》

道路管理者は、道路及びその周辺の状況から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を「異常気象時通行規制区間」として指定するとともに、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等）に基づき、事前の通行規制を行うための「道路通行規制基準」を作成し、通行止め等の規制をしている。また、その他の区間についても、道路管理者は緊急の必要があるとき、必要な限度において、一時的に通行を規制することができる。

令和2年度の通行止め回数は12,003回となっており、前年度に比べ約2割減少した。

また、通行止めの原因のうち、豪雪によるものが845回（前年比約5.6倍）、地吹雪によるものが

811回（前年比約3.8倍）となっている。

令和2年度は短時間の集中降雪に起因する大規模な交通障害が発生した。令和2年12月、関越自動車道において最大約2,100台の車両滞留が発生、さらに翌年1月に北陸自動車道で約1,600台の車両滞留が発生している。（表3、図5参照）

表3 異常気象時の通行止め実績（令和2年度）

（回）

原因		豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	霧	強風	波浪	河川氾濫	その他	計	
規制区間内外の別 道路種別	内	14	1	5	2	0	0	0	0	0	0	137	159	
	外	53	47	37	648	14	0	6	13	0	0	69	887	
	計	67	48	42	650	14	0	6	13	0	0	206	1,046	
本州四国連絡道路	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	
	計	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	
都市高速道路	内	2	0	5	0	1	0	0	3	0	0	0	11	
	外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	0	5	0	1	0	0	3	0	0	0	11	
一般国道	指定区間内	内	74	7	40	0	0	2	0	7	10	2	5	147
		外	41	3	35	52	15	14	0	11	6	1	13	191
		計	115	10	75	52	15	16	0	18	16	3	18	338
	指定区間外	内	721	3	18	0	23	1	0	21	13	5	72	877
		外	205	3	46	3	26	2	0	18	3	0	58	364
		計	926	6	64	3	49	3	0	39	16	5	130	1,241
都道府県道	内	2,275	2	150	2	43	16	0	167	76	4	142	2,877	
	外	1,002	32	334	8	34	29	2	38	16	12	349	1,856	
	計	3,277	34	484	10	77	45	2	205	92	16	491	4,733	
市町村道	内	737	15	34	2	15	2	0	16	5	397	17	1,240	
	外	2,386	129	114	57	50	32	0	66	11	151	208	3,204	
	計	3,123	144	148	59	65	34	0	82	16	548	225	4,444	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		外	0	18	2	36	4	0	0	14	0	0	4	78
		計	0	18	2	36	4	0	0	14	0	0	4	78
	地方道路公社	内	10	0	18	1	5	8	0	9	0	0	2	53
		外	2	2	7	0	0	0	0	1	0	0	39	51
		計	12	2	25	1	5	8	0	10	0	0	41	104
計	内	3,833	28	270	7	87	29	0	223	104	408	375	5,364	
	外	3,689	234	575	804	143	77	8	169	36	164	740	6,639	
	計	7,522	262	845	811	230	106	8	392	140	572	1,115	12,003	

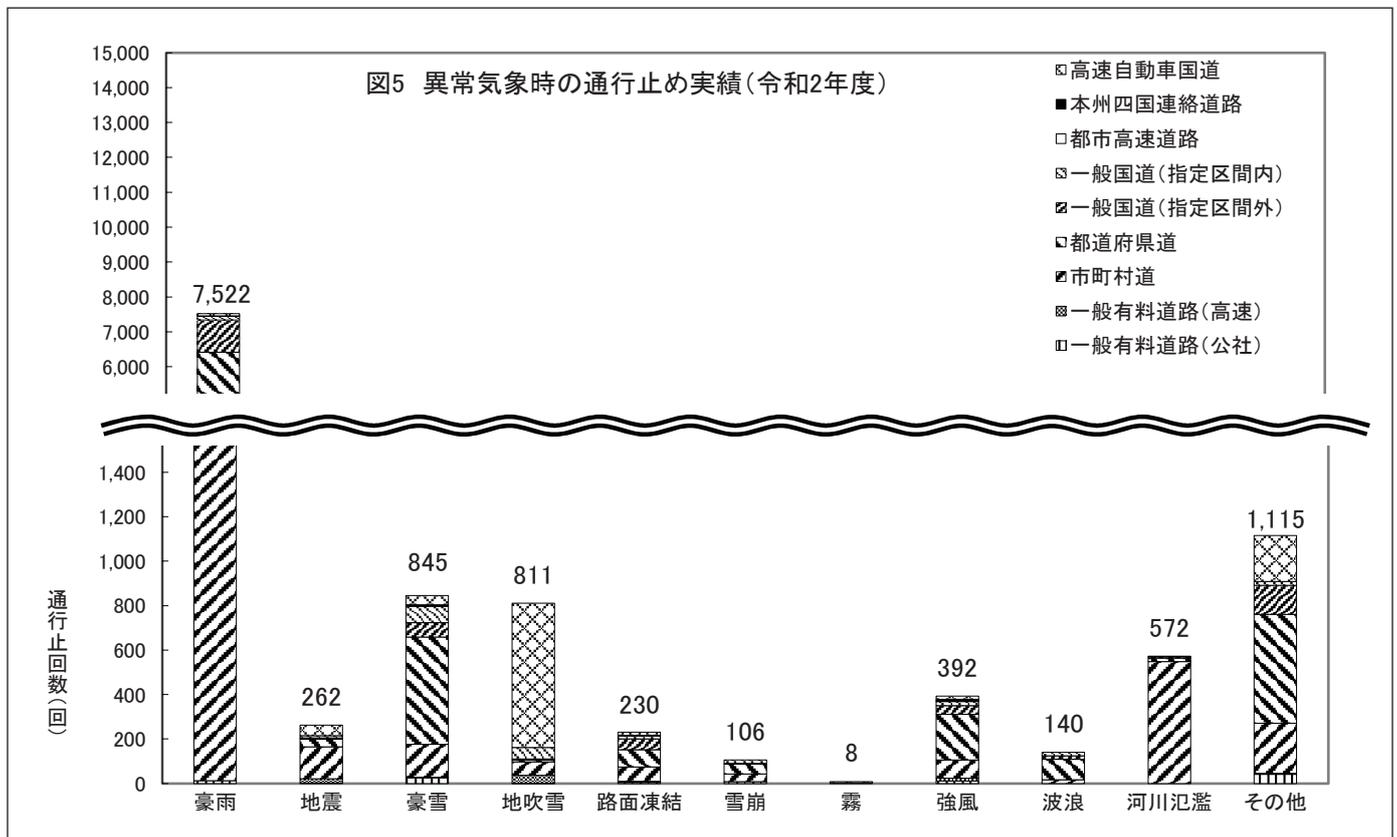
注1) 道路管理者が道路法第46条に基づき実施した通行止めを、主たる原因別に計上した。

2) 規制区間内外の別の「内」は規制区間内で実施した規制を、「外」は規制区間外で実施した規制をさす。

なお、規制区間とは、「異常気象時における道路通行規制要領」（昭和44年4月1日付け建設省道政発第16号及び第16号の2建設省道路局長通達別紙）第二に規定する異常気象時通行規制区間及び「道路管理の強化について」（昭和45年9月18日付け建設省道政発第84号及び84号の2建設省道路局長通達）記二に規定する特殊通行規制区間をいう。

3) 規制区間内外にまたがった通行規制は、区間の長い方に計上した。

4) 通例の積雪による冬季閉鎖など異常気象に伴うものでない通行止めは計上していない。



### 3 違法車両の取締り等

#### (1) 特殊車両の指導取締りについて

道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両を通行させようとする者は、車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行期間等を申請し、道路管理者による審査及び許可を受ける必要がある(特殊車両通行許可制度)。このため道路管理者は、車両制限令に定める基準値を超えている車両で、道路法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可(以下「通行許可」という。)を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両の指導、取締りを行っている。

令和2年度における指導、取締り対象車両27,146台のうち、許可を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両は2,174台(約8%)となっている。(表4参照)

表4 特殊車両の指導取締り実績(令和2年度)

道路管理者		取締り活動			対象車両 (台)	違反車両 (台)	措置内容					
		回数 (回)	人員 (人)	時間 (時間)			指導 警告 (件)	措置 命令 (件)	許可取消		刑事告発	
									取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
東・中・西日本 高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,208	10,357	3,922	1,877	259	49	210	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	733	10,959	3,429	3,753	341	79	262	0	0	1	0
	西日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,286	10,308	3,773	3,017	294	79	215	0	0	0	0
	小計	3,227	31,624	11,123	8,647	894	207	687	0	0	1	0

道路管理者		取締り活動			対象車両 (台)	違反車両 (台)	措置内容					
		回数 (回)	人員 (人)	時間 (時間)			指導 警告 (件)	措置 命令 (件)	許可取消		刑事告発	
									取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
本州四国連絡高速道路株式会社		116	1,098	10	387	49	22	27	0	0	0	0
首都・阪神高速 道路株式会社等	首都高速道路株式会社	1,099	4,508	2,950	469	67	1	66	0	0	0	0
	阪神高速道路株式会社	1,974	10,441	5,050	150	62	16	46	0	0	0	0
	名古屋高速公社	375	1,161	191	13,758	2	2	0	0	0	0	0
	広島高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡北九州高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3,448	16,110	8,191	14,377	131	19	112	0	0	0	0
地方整備局等	北海道開発局	49	343	87	172	92	87	5	0	0	0	0
	東北地方整備局	40	742	75	184	33	32	1	0	0	0	0
	関東地方整備局	88	1,102	180	443	203	184	19	0	0	0	0
	北陸地方整備局	14	334	28	75	27	27	0	0	0	0	0
	中部地方整備局	81	845	153	197	74	60	14	0	0	0	0
	近畿地方整備局	78	865	155	374	179	176	3	0	0	0	0
	中国地方整備局	82	893	164	300	97	90	7	0	0	0	0
	四国地方整備局	51	540	82	127	40	40	0	0	0	0	0
	九州地方整備局	88	1,441	169	392	122	118	4	0	0	0	0
	沖縄総合事務局	8	90	16	34	10	10	0	0	0	0	0
小計	579	7,195	1,108	2,298	877	824	53	0	0	0	0	
都道府県		153	351	121	88	69	69	0	0	0	0	0
指定市		5	34	45	53	8	8	0	0	0	0	0
市町村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般有料道路	東日本高速道路株式会社	172	1,390	604	270	68	7	61	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社	86	1,427	382	700	61	10	51	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社	109	751	298	326	17	8	9	0	0	0	0
	地方道路公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	367	3,568	1,285	1,296	146	25	121	0	0	0	0
計		7,895	59,980	21,883	27,146	2,174	1,174	1,000	0	0	1	0

注1) 許可取消、刑事告発以外の欄については、指導取締り基地等における取締りのみを計上し、他の業務に付随して行った取締り（例えば、料金収受業務中に、付随的に料金所の軸重計により違反者を発見し、措置を行った場合。）は含まない。

2) 許可取消、刑事告発の欄については、指導取締り基地における取締りの際の措置命令違反、常習違反による件数のほか、道路法47条第1項の規定又は許可条件に違反して車両を通行させ、重大事故を発生させたことによるものを含む。

3) 措置内容の区分は、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号建設省道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」による。

指導警告：措置命令の必要がない程度が軽微である場合に、文書をもって再発防止等を指導警告すること。

措置命令：違反車両に対し、車両構造の一部取り外し又は積載貨物の分割による重量、寸法の軽減措置、通行の中止、通行条件の遵守等を文書をもって命令すること。

## (2) 路上放置車両の処理について

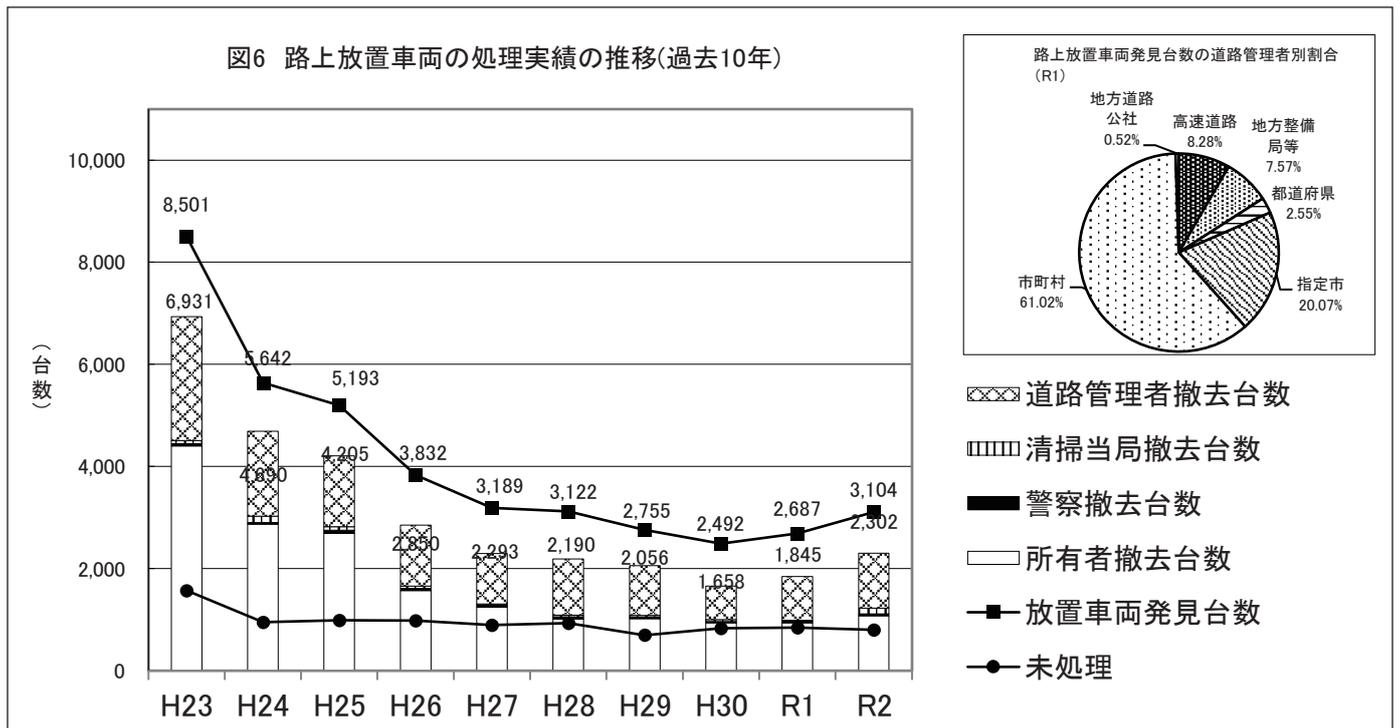
令和2年度の発見台数は2,389件（表5参照、図6の放置車両発見台数は、前年度以前からの繰越分を含んでいる）となっており、平成17年の自動車リサイクル法の施行、及び平成18年の違法駐車対策に伴う車検拒否制度の導入による民間の駐車監視員の巡回などの効果により、路上放置車両は年々減少傾向にある。

令和2年度の路上放置車両発見台数(前年度からの繰越分を含め3,104台)のうち約81%(2,517台)が指定市及び市町村が管理する道路において発見されたものである。(表5、図6参照)

表5 路上放置車両の処理実績（令和2年度）

道路管理者	放置車両 発見台数	放置車両処理台数						未処理	
		所有者 撤去台数	道路管理者撤去台数		清掃当局 撤去台数	警察 撤去台数	計		
			廃棄物	違法放置物件					
東・中・西日本 高速道路株式会社	155 (87)	114 (7)	5 (28)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	123 (35)	32 (52)	
本州四国連絡 高速道路株式会社	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
首都・阪神高速 道路株式会社等	15 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	6 (0)	9 (0)	
地方整備局等	112 (123)	54 (7)	12 (25)	15 (52)	0 (1)	3 (2)	84 (87)	28 (36)	
都道府県	69 (10)	27 (3)	6 (1)	4 (0)	0 (0)	3 (0)	40 (4)	29 (6)	
指定市	493 (130)	236 (37)	126 (36)	36 (7)	11 (8)	4 (0)	413 (88)	80 (42)	
市町村	1,545 (349)	524 (65)	224 (41)	430 (23)	96 (1)	14 (2)	1,288 (132)	257 (217)	
地方道路公社	0 (16)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (14)	
計	令和2年度分	2,389	958	373	487	107	29	1,954	435
	繰越分	(715)	(120)	(131)	(83)	(10)	(4)	(348)	(367)
	合計	3,104	1,078	504	570	117	33	2,302	802

- 注1) ここでいう「車両」には、自転車等の「軽車両」は含まない。  
 2) 発見台数には、道路管理者がパトロール時等に自ら発見した場合のほか、通報を受けた結果発見した場合も含む。  
 3) 所有者撤去台数には、所有者が判明し、道路管理者が所有者に撤去させたものを計上している。  
 4) 道路管理者撤去台数には、道路管理者が費用を負担して（路上放棄車処理協力会から寄付を受けた場合も含む）、自ら又は回収業者に依頼して撤去した台数を計上している。  
 5) 清掃当局撤去台数には、道路管理者が清掃当局に連絡して処理を任せたものを計上している。  
 6) 警察撤去台数には、道路管理者が警察に連絡し、刑事事件にかかわる可能性などから警察が撤去する旨回答を得たものを計上している。  
 7) 上段は当該年度分。下段括弧書きは、前年度以前からの繰越分。ただし、繰越分が把握できない管理者分は計上していない。



放置車両処理台数のうち、道路管理者が撤去した台数は1,074台であり、処理台数全体に占める割合は約46%と未だ多い状況にある。また、未処理台数は802台で発見台数の約34%を占めており、依然として多くの車両が処理されず次年度以降に繰り越されている現状にある。このような連鎖を早く終わらせるため、警察と連携し、今後とも路上放置車両対策に取り組んでいかなければならない。

### 3 おわりに

わが国は、国土の7割以上が山地であり、そのうえ地震や火山、不安定で脆弱な地質の地域が広範囲に分布している。またモンスーン気候帯に属し、毎年のように台風、豪雨、豪雪等が発生するなど厳しい自然条件下にある。

このような条件下にあって、いかにして道路の機能を最大限に発揮させ、安全で円滑な道路交通を確保するかが大きな課題となる。

基本的には、道路の建設及び管理を通じて常に道路の安全性の向上に取り組むとともに、現在備えた安全性を超えると予想されるような異常事態に対しては、道路交通を適切に誘導、規制することにより、災害による事故の発生を未然に防止することが重要である。

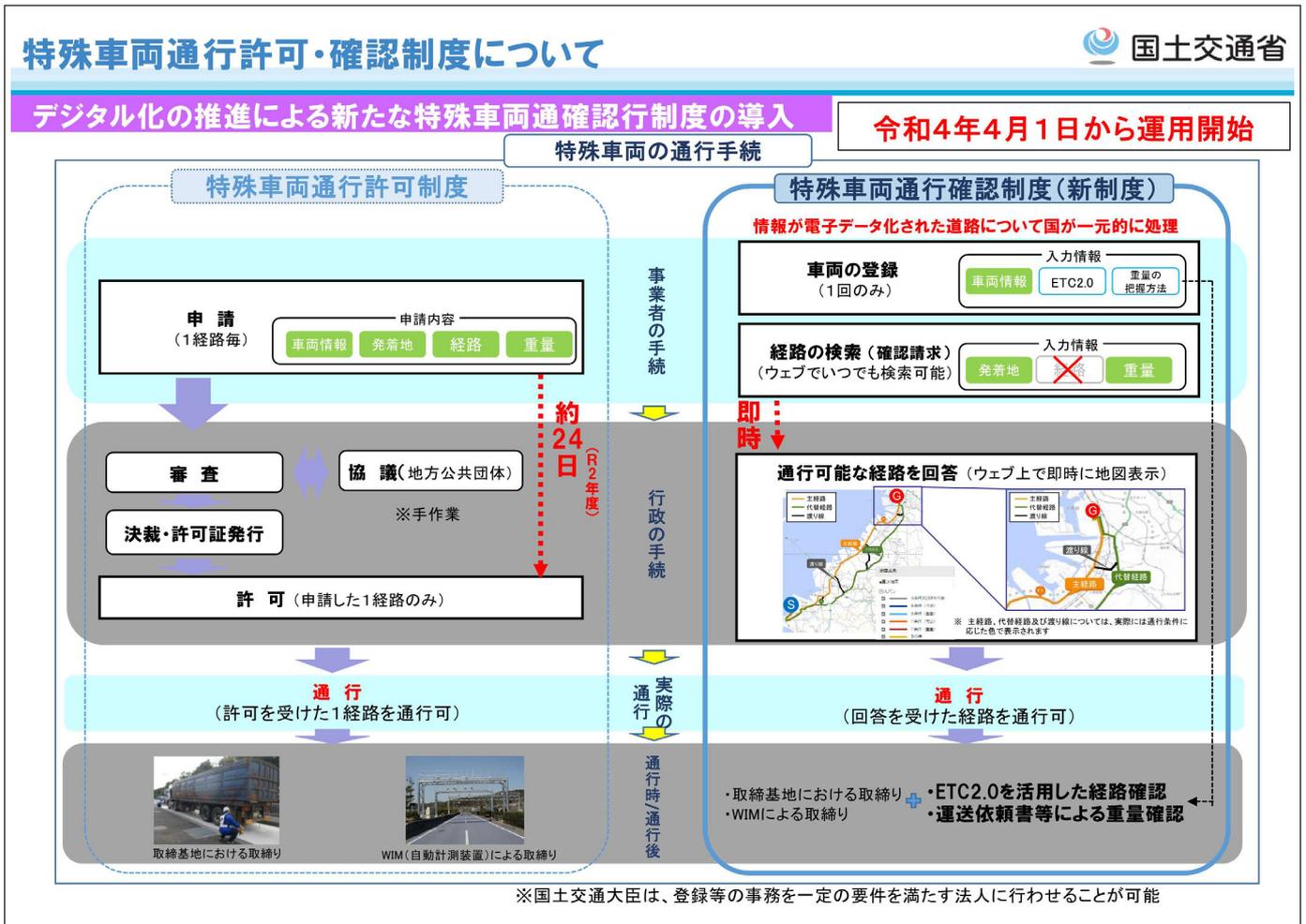
道路管理者は、異常気象時においてはパトロールの強化や関係機関との密接な連携を図るなど、迅速かつ的確な情報収集や状況把握を行い、道路利用者の安全確保のため、適時の通行規制を行うなど必要な措置を講ずることが必要である。

また、道路法は、道路構造の保全又は交通の危険防止のため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定めており、当該制限を超える車両を通行させるためには、通行させようとする者の申請に基づいて、道路管理者の許可を受けるとされている。物流の効率化などによる車両の大型化が求められる中で、他方では、橋梁など道路構造物の老朽化が進んでおり、道路への負荷を軽減することが従前にも増して求められているところであり、これまで、取締り強化や悪質な違反者に対する厳罰化を行うとともに、トラック事業者のみならず荷主にも責任とコスト等を適切に分担させるため、基地取締り時の違反者への荷主情報の聴取の取組みについて、関係者とも連携しながら実施しているところである。

今般、大型車両による物流需要の増大に伴い、特殊車両の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し生産性が低下していること、重量超過車両の通行等の問題も依然として散見される状況等を踏まえ、改正道路法（令和2年5月27日公布）に基づき、令和4年4月1日より、「特殊車両通行確認制度」の運用が開始された。これにより、情報が電子データ化された道路を通行する登録基準値内の重量・寸法の車両についてはオンラインシステムにより通行可能な経路の回答を受け、該当経路を即時通行可能となる。

また、当制度を利用する車両については重量記録の保存が義務づけられており、かつETC2.0を活用することで通行可能経路の確認も可能となるため、大型車両の通行適正化の推進が期待される。（図7参照）

図7 特殊車両通行確認制度



今後も大型車両の通行のより一層の適正化を図るため、指導取締体制や関係機関との連携を強化していく必要がある。

さらに、多様化する道路利用者の道路交通情報に対するニーズに応えるため、従来の道路交通情報の提供をより充実させ、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、さらなる情報発信技術の高度化を検討していかなければならない。

以上のような道路管理上のさまざまな課題を分析、検討するための資料として、全国の道路管理者が本調査結果を活用していただければ幸いである。

最後に、本調査にご協力いただいた全国の担当各位に、この場をお借りして御礼申し上げたい。